

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和7年5月9日

県北広域振興局長 佐々木 哲

1 届出事項の概要

- （1）届出者の氏名又は名称 有限会社市川商会
- （2）大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ久慈 久慈市長内町第29地割15番1ほか
- （3）変更した事項 大規模小売店舗の名称
- （4）変更の年月日 令和7年3月27日
- （5）変更の理由 大規模小売店舗の名称の変更のため

2 届出年月日 令和7年4月9日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所